

令和7年度改訂
令和8年度版

いじめ防止基本方針 対応マニュアル



学校教育目標

心よせあい

豊かな未来を志す人間を育てる

- | | | | |
|---|-------|-----------------|----------|
| 1 | 考えを広げ | 未来に生きる知性を高め合う生徒 | < 広 く > |
| 2 | 心を豊かに | しなやかな感性を磨き合う生徒 | < 豊かに > |
| 3 | 命を愛し | 強じんな意志を鍛え合う生徒 | < 健やかに > |

札幌市立平岡中央中学校 平岡中央中学校 いじめ防止基本方針

1. はじめに

さまざまな痛ましい事件によって、いじめは大きな社会問題として繰り返し注目を浴びてきた。いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校生徒が安心、安全に生活を送り、さまざまな活動にはつらつと意欲的に取り組めるよう、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」「いじめは絶対に許されない」「いじめられた子どもを絶対に守り通す」との認識に立ち、いじめ防止といじめの早期発見、早期対応を目指すため、「札幌市立平岡中央中学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2. いじめ防止基本方針を策定するにあたって

(1) 「いじめ」の定義・・・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より

【法的根拠】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法 第2条】

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) 具体的な「いじめ」の態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(3) 本校のいじめ防止にむけた基本的な考え方、留意する点

- ・「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」「いじめは絶対に許されない」「いじめられた子どもを絶対に守り通す」との意識を強くもち、学校のみならず家庭、地域社会と連携し、問題の克服を目指す。
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って対応する。
- ・いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、組織を活用して全教職員で行う。
- ・各教科の授業、道徳、総合的な学習、特別活動等において、優しさや思いやり、互いを認め合える人間関係を育む教育を実践する。
- ・生徒会や各委員会などが主体的にいじめ防止運動や、生活環境を向上させる取組をおこなって、あたたかな雰囲気の醸成を図る。

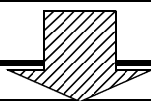
- ・ 犯罪行為にあたると認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合については、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえ、早期に警察と連携し、毅然とした対応をとる。

(4) 「いじめ防止対策委員会」の設置・・・学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

【法的根拠】

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 【いじめ防止対策推進法 第13条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。 【いじめ防止対策推進法 第22条】

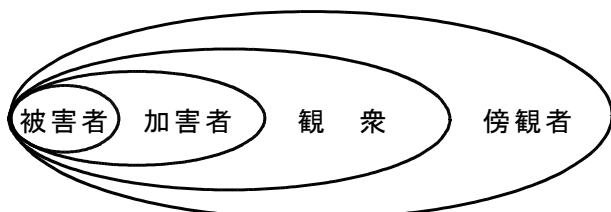


いじめ防止対策委員会

- ◎委員長…校長
- ◎委員…管理職（校長、教頭）、主幹教諭（教務主任）、生徒支援部代表、学年主任、生徒活動部代表、養護教諭、スクールカウンセラー、関係の教職員
 - ※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者など
 - ※会議は、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。
- ◎業務…①定例で毎月1回会議を開き、新規いじめの認知や解消を該当学級担任個人ではなく組織として判断する。
また、すでに認知した個別の対応状況も確認する。
- ②いじめの未然防止（アンケート実施含む）、早期発見、早期対応の取り組み、など実効的な対応をおこなう。
- ③いじめの相談、通報の窓口としての役割を行う。
- ④毎年度、「いじめ防止基本方針」の見直しを行い、職員会議（4月）、学校運営方針説明会または各学年PTA集会（5月）、青少年健全育成推進会総会（6～7月）にて提案する。
- ⑤会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況についても記録し、進級に当たって次の学年・学校に引き継ぐ。
- ⑥いじめ解消までの間、全職員で被害生徒の見守りを実施する。被害生徒および保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。

3. いじめの四層構造の押さえ

いじめは、「いじめられる子ども(加害者)」と「いじめられる子ども(被害者)」との支配・被支配の関係のように表面的には見えることがある。しかし、今日のいじめは、加害者、被害者の他にこれらを取り巻く「はやし立てる子ども(観衆)」と「知らぬふりして見ている子ども(傍観者)」という集団が存在し、全体として四層構造からなっているとされている。



被害者：いじめられている子ども。
一人の場合が多い。

加害者：いじている子ども。複数の場合が多い。以前、いじめられたことがあり、現在立場が逆転していることも

ある。

観衆：はやし立てたり、面白がって見ている子ども。加害者の中心の子どもに同調したり追従し、いじめを助長する。

傍観者：知らぬふりして見ている子ども。人がいじめられているのを無視することは、いじめに直接的に荷担することではないが、加害者側には暗黙の了解と解釈され、結果的にいじめを促進する可能性がある。

- ・ 被害者、加害者、観衆、傍観者のすべての立場の生徒を対象とした指導を重視する。
- ・ 学校全体に優しさや思いやり、互いを認め合える雰囲気醸成し、いじめが発生しにくい学校風土づくりを進める。具体的には、生徒会を中心に生徒が意見表明をする場を設定し、いじめ防止運動や、生活環境を向上させる取り組みを推進する。

4. いじめを未然防止するために・・・本校のいじめ対応等の重点的な取り組み①

【未然防止のポイント】

- ①「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成し、いじめが起きにくい学校風土を作る。
- ②各教師が「分かる・できる・楽しい授業」をめざし、生徒に「達成感→成就感→自尊感情」を育む。
- ③いじめられた生徒の気持ちを理解し、誰かに心を打ち明けたり、相談しやすい環境を作る。
- ④なにげない日常生活の中で、生徒と教職員が気軽に声をかけあえる雰囲気づくりを進めるとともに、生徒の声を丁寧に聞き取る柔軟な姿勢と対応を心がける。

①迅速で正確な情報共有（報告連絡相談）と、研修を深めることで未然防止に取り組む。

重点的な取組	行動計画・行動目標
■「いじめは絶対許されない」という風土づくり	○教職員間の風通しを良くし、スムーズな縦と横の連携を目指して、日常的な情報共有を丁寧に積み上げる。 ○組織的な動きによって、「これぐらいなら」という思い込み、「まず様子を見よう」という先延ばしを防ぐ。
■校内研修会、外部の研修会参加の促進 ■子どもの命の大切さを見つめ直す月間 ■子ども理解に関わる研修会（8～9月）	○研修を通して、教職員のいじめの認知、対処の力量、また、ゲートキーパーとしての素養をさらに身につける。

②きめ細かい学習指導で未然防止に取り組む。

重点的な取組	行動計画・行動目標
■「わかる・できる・楽しい授業」の確立	○丁寧わかりやすい授業を通して、自己肯定感を育む。 ○学び合いの場や言語活動の場面の設定。 ○学びの基盤となる学習規律を確立させる。
■TTの実施 ※少人数習熟度別指導は現在未実施	○中学1年生の教科を中心に、生徒の理解度に合わせた複数教員によるサポートを実施。わかる・できるという自己肯定感に加え、学習に対して前向きになれるようにする。
■学習相談日（テスト前）の設定 ■学習会（長期休業中）の検討	○テスト直前の放課後に、生徒が希望する教科の学習相談や学習支援をおこなう。また、長期休業中に補習や自学自習できる環境を用意し、学習支援を行う場の設定も検討する。
■DVD学習	○SNSやインターネットによる中傷等に関するDVD視聴により他者を思いやる気持ちの醸成を図る。

③道徳の時間を要とした道徳教育の実践で未然防止に取り組む。

重点的な取組	行動計画・行動目標
■道徳の時間の充実	○道徳の時間の計画的な配置と評価、研修を通して、豊かな

<p>■ローテーション道徳の実施</p>	<p>心の育成に努める。 ○学年教師がローテーションし、全ての学級で授業実践する。</p>
<p>■全校道徳講演会の実施（11月）</p>	<p>○一人一人の生徒に夢や希望をもつ大切さや素晴らしさ、また、かけがいのない命の大切さを学ぶ場とする。</p>
<p>■学年道徳講演会の実施（6～7月） 第一学年「スマホ・ケータイ安全教室」 第二学年「薬物乱用初発型非行防止教室」 第三学年「思春期の心と身体の特徴の健康問題」</p>	<p>○外部講師を招き、ネット利用の注意喚起やネットいじめ、初発型の犯罪の実態から交友関係の持ち方、あるいは、思春期の心と身体の特徴の理解を深めさせる。</p>

④ 体験的な学習により、ものの見方・考え方を広げる活動を通して未然防止に取り組む。

重点的な取組	行動計画・行動目標
<p>■総合的な学習（生き方を考えた学習）</p> <p>調べ学習・プレゼンテーション体験 (全学年 12月)</p>	<p>○調べ学習やプレゼンテーション発表体験を通して、学習の意義、喜び、社会への責任など、ものの見方や考え方を広げ、将来に向けた自分の生き方と重ねあわせて、主体性、協調性、社会性を養う。 ※新型コロナ感染拡大により、校外活動体験が廃止。 第一学年…中学校紹介（平岡中央中学校）小学校へ出向 第二学年…高等学校調べ（市立・私立） 第三学年…SDGS調べ（17項目）</p>
<p>※新型コロナ感染対策以前の例 ■アルプス保育園実習 ※実施は未定 (2年家庭科 9～10月)</p>	<p>○第二学年全学級が、家庭科の時間に保育園実習を行う。園児とのふれあいや遊びを通して、子どもの心の理解を深め豊かな心の育成を図る。</p>

⑤ 学校図書館が中心となって進める読書活動を通して未然防止に取り組む。

重点的な取組	行動計画・行動目標
<p>■朝読書への積極的な関わり 「学級夢文庫」の実施</p>	<p>○いじめ防止のみならず、豊かな心の育成に寄与する図書を選定し、朝読書の時間に学級ごと回覧して読書させる。</p>
<p>■昼休み、放課後開放</p>	<p>○昼休みや放課後に図書館を開放し、本という媒体を深く知るとともに、学校図書館での情報の引出し方を学ぶ。 ○必要な情報をどのように得て、どう活用するかという情報リテラシーを身につけさせ、学びを通して、豊かな生き方へと繋ぐ。</p>
<p>■教科（国語科）との連携</p>	<p>○教科と連携し、いじめや対人関係について題材となる本や新聞記事を提供。生徒の心に迫る取り組みを展開する。</p>

⑥ 小中連携・地域との連携・関係機関との連携で未然防止に取り組む。

重点的な取組	行動計画・行動目標
<p>■小中連携による校種間の円滑な連続、接続に向けた取り組み 札教研での小中授業参観 札教研での小中合同研修会 中学校見学会（3月）～授業見学</p>	<p>○「中1ギャップ」による不安感を軽減し、生徒がスムーズなスタートを切れるよう十分な配慮をおこなう。 ○札教研で小中教職員が互いに授業参観をおこなったり、一堂に会して研修会を行い、地域の子どもの9年間で育成する意識を高める。</p>
<p>■地域との連携による生徒の成長の見守り 中学校区青少年健全育成推進会 平岡地区冬の防災訓練 茶道体験（夏休み、冬休み）</p>	<p>○地域の子どもたちを育てるのが教職員の仕事であるという意識を強くもち、地域との積極的な関わりに努める。 ○町内会との連携や地域の人材活用をおこない、協働による校区内の児童生徒の見守りや情報共有を積極的に進める。</p>
<p>■関係機関との連携</p>	<p>○児童相談所、清田区役所、警察、サポートセンターなど、様々な関係機関と、平素より連携に努める。</p>
<p>■地域ボランティア、奉仕活動参加の促進</p>	<p>○子どもたちが地域で生活し、地域で生まれ、今後も地域に住み続けることを念頭におき、校内での活動のみにならず、地域イベントや清掃ボランティア等、地域への積極的な参加を促し、地域の中で自己有用感を感じる場を増やす。</p>

⑦ 生徒の主体的な活動（生徒会活動など）で未然防止に取り組む。

重点的な取組	行動計画・行動目標
<p>■ 卒業式練習の取組</p>	<p>○ 卒業式前の式練習や歌練習という全校生徒で一丸となって創りあげていく活動、また、3年生が在校生に卒業前の心境や母校の後輩への思いを語る場面をとおして、同窓としての助け合いや支え合う心情を育てる。</p>
<p>■ 図書館の特色ある取組 春の読書週間における各種展示 N I E 月間の実施 職員室前特集展示</p>	<p>○ 各種テーマに基づいた新聞記事を展示し、ものの見方・考え方を広げる活動を展開する。 ○ 幅広いジャンルの中からテーマを決めて、局員による手づくりの職員室前展示や図書館内展示を通して、文化的な雰囲気醸成し、生徒の視点による啓発をおこなう。</p>
<p>■ 「日常生活向上」プロジェクト 生徒会・学年協→各委員会が連動して企画→学級や係が活動を展開→全体で評価</p>	<p>○ 生徒会（全校）・学年協議会（各学年）が中心となって、日常生活をさらに一歩向上させるために、各委員会に投げかけて様々な活動を一斉展開するプロジェクトを組む。 ○ 生徒が自分たちの生活の基盤を見直し、より向上しようとする取り組みを通して、生徒どうし、生徒と教職員、学校と地域の繋がりに着目するよう支援する。</p>
<p>■ 「絆づくり」プロジェクト 心を寄せ合い、理解し合い、学び合い、支え合う仲間を目指して ・・・いじめのない学び舎づくり</p>	<p>○ 日常生活向上プロジェクトの一環として、「絆づくり＝いじめのない学び舎づくり」をテーマに人と人との温かい「繋がりに」視点を当てた生徒の主体的な活動を展開する。 ○ 実施にあたっては、生徒ひとりひとりの「意思表示の場」を重視する。【個人の意見→学級討議→生徒総会での採択】というプロセスを重視し、互いに理解し合い、学び合い、支え合うことについて学校をあげて考える活動をおこなう。 ○ 生徒が主体的に「絆づくり」を考えることにより、いじめが発生しにくい学校風土づくりをすすめる。</p>
<p>■ 心通う新入生歓迎会・卒業送別活動 ・ 3年生送別会 学年間の温かな繋がり 学校全体の温かな繋がり</p>	<p>○ 新入生歓迎会や卒業送別活動・3年生送別会の内容を工夫し、本校生徒として、また学年間の温かい結びつきや繋がりが意識できる取り組みを展開する。 ○ 生徒が主体的に「絆づくり」を考え、学校内に自分自身の「居場所」ができることにより、他人を認め合う心の育成、そして、いじめが発生しにくい学校風土づくりをすすめる。</p>

⑧ 学校として特に配慮が必要な生徒について、理解と支援を通して未然防止に取り組む。

重点的な取組	行動計画・行動目標
<p>■ 発達障がいを含む障がいのある生徒への関わり</p>	<p>○ 教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深める。 ○ 個別の教育支援計画や指導計画を活用した情報共有を行う。</p>
<p>■ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つ生徒への関わり</p>	<p>○ 言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える生徒が多いので適切な支援を行う。 ○ 言語や文化の差からいじめが行われることのないよう、教職員、生徒、保護者等に当該生徒に対する理解を促進し、学校全体で見守り、必要な支援を行う。</p>
<p>■ 上記以外の特に配慮が必要な生徒への関わり (性同一性障がい、被災生徒など)</p>	<p>○ 日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。</p>

5. いじめを**早期発見**するために・・・本校のいじめ対応等の重点的な取り組み②

【早期発見のポイント】

- ① 日常的な情報収集、情報交流を通して多面的多角的な生徒理解に努め、変化(サイン)を見逃さない。
- ② いじめ情報はケース会議、研修会のみならず、教職員間で情報をすみやかに共有し、複数の目でチェックし判断するよう心掛ける。
- ③ 「単なる子どもどうしのけんか、もめごと」と軽視したり、対応を無責任に先送りしない。

① 情報収集のアンテナを高く、組織的な対応で**早期発見**に取り組む。

重点的な取組	行動計画・行動目標
■ 朝の登校観察、休み時間の巡視	○ 玄関、各学年の生活階、廊下などにおいて、生徒の様子を観察し、小さな変化を見逃さない。 ○ サインは必ず学年教師や生徒指導部、養護教諭等に伝える。
■ 遅刻者連絡カードの徹底	○ 遅刻者は必ず職員室で受け付け、生徒の実態把握、健康や安全の把握をおこなう。
■ スピーディで円滑な情報共有システム	○ 学級担任、教科担任、養護教諭、部活動スポンサー、スクールカウンセラー、相談支援パートナーなどが得た生徒に関わる情報は、生徒支援部を中心に組織的に整理され、すみやかに共有されるよう取り組む。 ○ けがの発生には特に留意し、背景にいじめの要素がないか必ず確認する。

② 保護者・地域・関係機関との丁寧な連携をによって**早期発見**に取り組む。

重点的な取組	行動計画・行動目標
■ 保護者との丁寧な関わり	○ 欠席生徒への家庭連絡など小さな連携を丁寧に積み重ねる。 ○ スピーディでタイムリーな家庭連絡や家庭訪問を心がける。
■ 町内会や関係機関との丁寧な関わり	○ 平素より積極的な連携に努めるとともに、対話と協働を通して風通しの良い関係性を構築する。

③ アンケートや教育相談の計画的な推進によって**早期発見**に取り組む。

重点的な取組	行動計画・行動目標
■ 教育相談週間の効果的活用 第一回教育相談(4月下旬～5月上旬) 第二回教育相談(11月下旬～12月上旬)	○ 全ての生徒と丁寧な面談を行い、悩みや行き詰まり感を受け止めるとともに、相談しやすい環境をつくる。 ○ 気がかりな情報は共有し、組織的対応の要不要を判断する。
■ 「生活に関わる調査」(6月、2月の2回) ～本校独自のいじめアンケート	○ アンケートの内容で把握した気がかりな内容について、早急に個別対応し、複数の眼でチェックし、情報を共有する。
■ 「悩みやいじめに関するアンケート」 ～市教委全市アンケート(11月) 3年間保管	○ アンケートの内容で把握した気がかりな内容について、早急に個別対応し、複数の眼でチェックし、情報を共有する。 ○ 小学校からもアンケート調査を引き継ぎ、保管する。

④ 生徒理解を深めるの校内研修会、学びの支援委員会の活動を通して**早期発見**に取り組む。

重点的な取組	行動計画・行動目標
■ 生徒理解を深めるための研修会の実施 (4月、11月)	○ 年間2回、生徒指導部が中心となり研修会を実施。11月は専門家の講演等を通して、生徒理解を深め、実践に生かす。
■ 子ども理解に関わる研修会(8or9月)の参加	○ 「子どもの命の大切さを見つめ直す月間(8月末～9月末)」の設定と推進を通して、命を大切にす指導を行うとともに、教職員がゲートキーパーとしての素養を身につける研修をおこなう。
■ 個別の支援計画交流会 4月、5月、7月、11月、3月	○ 学校生活に対する行き詰まり感の高まりや、対人関係のトラブル、不登校など特別な配慮や支援が必要な生徒に対して、スクールカウンセラーの助言等を得て対応を協議する。
■ SC情報交流会 毎月5月～2月	

6. いじめに**早期対応**するために・・・本校のいじめ対応等の重点的な取り組み③

【早期対応のポイント】

- ①いじめられている生徒や、いじめの事実を報告してきた生徒の安心と安全を確保する。
- ②一人の教師、一つの学年だけで抱え込まず、学校体制で組織的に対応する。
- ③丁寧な初期対応、すみやかな事実確認を組織的にこなす。
- ④被害者、加害者、観衆、傍観者のすべての立場の生徒を対象とした指導を重視する。
- ⑤関係生徒の保護者と連携を図り、改善策への理解と再発防止に向けての協力を求める。

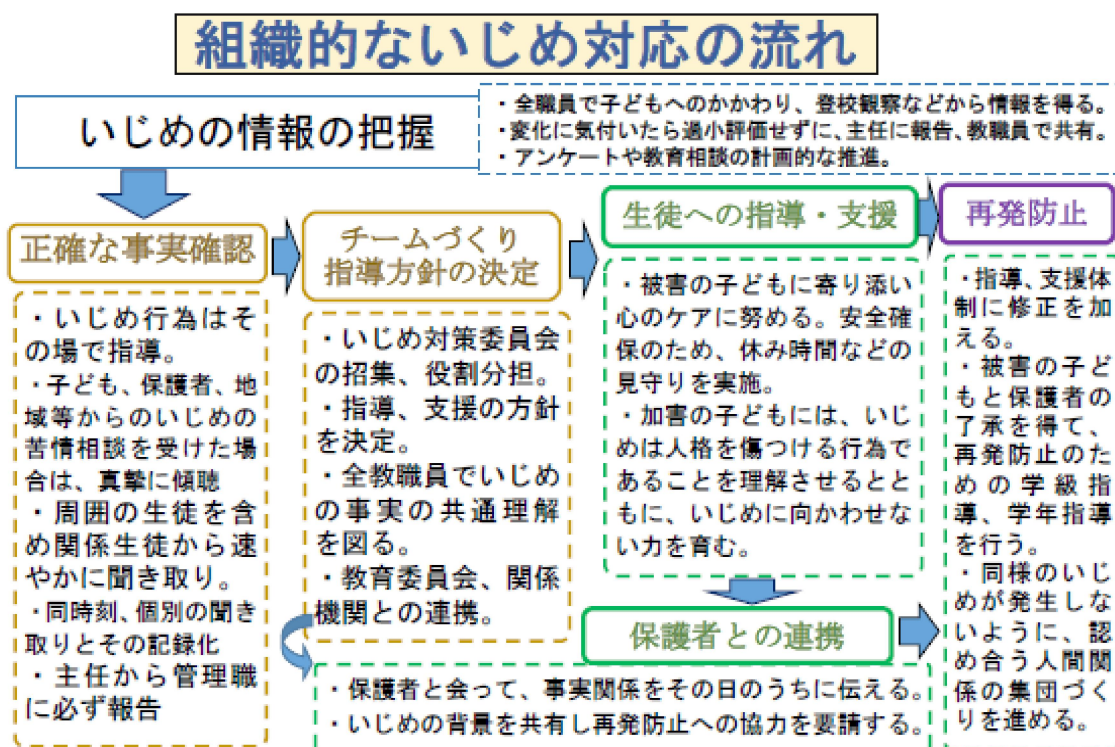
①すみやかに組織的に**早期対応**に取り組む。

重点的な取組	行動計画・行動目標
■特定の教職員で抱え込むことのない、 学校体制での組織的な対応	○生徒の変化に気づいた教職員は、必ず学年教師や生徒指導部、養護教諭等に伝え、情報共有をはかる。 ○学校体制、学年体制で、指導方法の共通理解を図る。
■適切な初期対応	○授業などでからかいがあれば、その場で必ず指導するなど、生徒のいじめを発見または連絡を受けた教職員は初期対応を怠らない。 ○いじめを受けているとされる子どもや、いじめを知らせてきた子どもの安心・安全を確保する。 ○学年、生徒指導部により、すみやかに関係生徒等から事実を聴取し、認知したいじめへの対応方針を決定する。 ○職員会議や職員打ち合わせを通して、情報の共有、対応方針について全教職員の共通理解を図る。 ○被害生徒、加害生徒への具体的な指導や支援について、教職員一人一人の役割を明確にし、組織対応する。また、保護者に対して、適切な情報提供をおこない、連携と協力を要請する。

②関係生徒に対し、すみやかで適切な**早期対応**に取り組む。

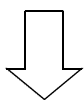
重点的な取組	行動計画・行動目標
■被害生徒への対応・支援	○「いじめを受けている生徒を全力で守り通す」という強い信念をもって対応にあたる。 ○不安な気持ちを十分に聞き取り、見守りなどの安全確保と教育相談の体制にかかわる計画を立て、安心して学校生活を送ることができるよう留意する。 ○心のケアについて、スクールカウンセラーなどと十分に相談しながらこなす。 ○家庭訪問などを通して、不安な気持ちに寄り添うとともに、安心して学校に登校し、教育を受けられるよう善処する。
■加害生徒への指導	○「いじめは絶対に許されない」という強い信念のもと、毅然とした対応と、粘り強い指導を通じて十分な反省を促す。 ○いじめの背景を探るとともに、その行為の非道さを認識させ、責任を明確にする。 ○あくまでも被害生徒を守るという観点から、加害生徒の対応にあたる。 ○保護者に対し、家庭訪問をするなどして、指導への理解と再発防止の協力を強く要請する。
■観衆・傍観者を含めた他の生徒への対応	○はやし立てたり、見て見ぬふりをすることが、いじめを助長し、深刻化させることになることを理解させ、「いじめは絶対に許されない」との意識を徹底する。

7. いじめ解消・再発防止に向けた組織的ないじめ対応の流れ



「いじめ解消」の定義・・・少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。



「再発防止」に向けての留意点

- 生徒のプライバシーに十分注意しながら、再発防止への狙いを含めた学級指導、学年指導等を行う
- いじめが解決したと思われた後も、生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- 再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする。

8. 緊急時の対応について

緊急性が高いと判断した事案やいじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。

9. 重大事態が発生した場合の対処について

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時、事実確認の結果をただちに教育委員会に報告するとともに教育委員会と連携して対処する。

また、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

※いじめ防止対策推進法 第23条第6項～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

■「重大事態」とは・・・「国の方針」より

- ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとは、次の様なケースなどが想定される。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

10. 本校のいじめ防止基本方針の点検と評価について

- ①いじめ防止対策委員会が中心となって、本校の基本方針に基づく取り組みの実施を評価し、職員会議にて検証及び修正をおこなう。(いじめアンケートや学校評価アンケートなどの分析等)
- ②PTA集会、青少年健全育成推進会、学校HPを活用し、保護者や地域へ理解と協力を求める。